

## お知らせ

### 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約 附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の 申請手続等について

貿易経済協力局長(21.5.21)

最終改正:平成29年8月10日付け・貿易経済協力局長

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書 I に掲げる種に属する動物又は植物のうち、輸入貿易管理令に基づく承認を要しない動物又は植物並びにこれらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品を輸入する場合であって、取引相手国において同条約に基づく輸入許可書が必要な場合における当該輸入許可書の申請手続等について、下記のとおり定め、平成21年6月1日から実施します。

#### 記

#### 1 対象貨物

ワシントン条約附属書 I に掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づく輸入の承認を要しない貨物に限る。）

#### 2 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室

#### 3 提出書類

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸入許可書」という。）（別紙様式（1）） 2通
- (2) 輸入契約書又は輸入契約を証するに足る書類（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）のいずれかの写し 1通
- (3) 輸入許可申請説明書（別紙様式（4）） 原本1通
- (4) 学術研究用として使用する者が発行した学術研究用である旨の誓約書（別紙様式（5）） 原本1通
- (5) 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。

(注) 提出書類は、原則として返還しない。

#### 4 許可基準

- (1) 当該輸入許可申請が上記3に従って行われたものであることを確認の上、我が国としてワシントン条約を誠実に履行する観点から審査を行い、その結果適当な輸入であること。ただし、輸入公表三の9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域以外の国又は地域からの輸入については、原則として許可を行わない。
- (2) 輸入しようとする種の養殖、繁殖及び生態等に関する研究並びにその他の生物学的研究等の学術研究に使用するための輸入であること（当該研究を行うに十分な能力を有する研究者又は研究機関等の申請であって、その研究実績や研究計画書から学術研究目的が顕著であると認められる場合に限る。）。
- (3) 下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる担当省庁から、当該輸入が輸入に係る種の存続を脅かす目的でないとの助言が得られること。
- (4) 生きているものの場合には、下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる担当省庁から、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していると認められること。

| ワシントン条約の附属書による区分 |   | 担当省庁                     |
|------------------|---|--------------------------|
| 動物界              | ①哺乳綱(食肉目(イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。)、クジラ目及びジュゴン目を除く。)<br>②鳥綱<br>③爬虫綱(ウミガメ科及びオサガメ科を除く。)<br>④両生綱<br>⑤節足動物門<br>⑥環形動物門  | 環境省自然環境局野生生物課            |
|                  | ①哺乳綱中の食肉目(イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。)、クジラ目及びジュゴン目<br>②爬虫綱中のウミガメ科及びオサガメ科<br>③板鰓綱<br>④条鰭綱<br>⑤肉鰭綱<br>⑥棘皮動物門<br>⑦軟体動物門 | 農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室 |

|     |        |                         |
|-----|--------|-------------------------|
|     | ⑧刺胞動物門 |                         |
| 植物界 | 草本類    | 農林水産省生産局農産部<br>園芸作物課    |
|     | 木本類    | 農林水産省林野庁森林整<br>備部研究・保全課 |

## 5 輸入許可書の記載要領

### (1) 通 則

- ① 使用言語は英語とする（英文タイプ又はワープロで入力する。手書きは不可とする。）。
- ② 記載事項が多い場合は、別紙様式（2）Continuation sheet 又は別紙様式（3）Inventory sheet を使用し、輸入許可書に貼付する。
- ③ 申請者は、1、3、4、5 a 及び7 a から12の欄を記載する。  
また、輸入許可書の枚数に応じ、「Page」の欄にページ番号及びページ総数を記載する。

### (2) 「1. 書類の種類」の欄

「輸入」の欄にチェックする。

### (3) 「3. 輸入者」の欄

輸入者の正確な名称（個人の場合は個人名、法人の場合は法人名）及び住所並びに国名又は地域名を記載する。

### (4) 「4. 輸出者／再輸出者」の欄

輸出者又は再輸出者の正確な名称（個人の場合は個人名、法人の場合は法人名）及び住所並びに国名又は地域名を記載する。

### (5) 「5 a. 目的」の欄

輸入の目的を次の記号により記載する。

記 号

Z：動物園（Zoo）

G：植物園（Botanical Garden）

S：科学研究（Scientific）

B：飼育繁殖又は人工繁殖（Breeding in captivity or artificial propagation）

### (6) 「7 a. 動植物種の一般名」の欄

輸入する動植物の一般的名称を記載する。

### (7) 「7 b. 動植物の学術名」の欄

輸入する動植物の学術名称（属及び種並びに適宜亜種）を記載する。

### (8) 「8. 貨物の詳細」の欄

輸入する貨物の状態（生きている動植物、はく製又は血液など）を詳細に記載する。また、貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ（タグ、識別マーク、リング等）を記載する。生きている動物は、可能な限り性別及び年齢を記載する。

(9) 「9. 附属書・出所」の欄

附属書番号については、附属書 I を示す「I」を、出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。

記号

W：野生から取得した動植物及びその派生物

F：飼育により繁殖させた動物（「C」の区分に該当しないもの）及びその派生物

A：人工的に繁殖させた植物（非商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物

C：飼育により繁殖させた動物（決議 10.16 において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの）及びその派生物

(10) 「10. 数量・重量」の欄

輸入する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

| 単 位    | 記 号            | 単 位   | 記 号   |
|--------|----------------|-------|-------|
| 平方メートル | m <sup>2</sup> | キログラム | kg    |
| 枚・片・個  | no.            | 頭・匹   | head  |
| フラスコ   | flask          | 株     | plant |

(11) 「11. 原産国」の欄

輸入する動植物の原産地を国名又は地域名で記載する。

(12) 「11 a. 輸出許可書番号」の欄

「原産国」が発行した輸出許可書の番号を記載する。

なお、輸入する動植物の原産地が、本邦へ輸出する国又は地域である場合には記載を要しない。

(13) 「11 b. 発行日」の欄

「原産国」が輸出許可書を発行した年月日を記載する。

なお、輸入する動植物の原産地が、本邦へ輸出する国又は地域である場合には記載を要しない。

(14) 「12. 最終再輸出国」の欄

輸入する動植物の原産地が、本邦へ輸出する国又は地域と異なる場合には、本邦へ輸出する国名又は地域名を記載する。

## 6 輸入許可申請書の処理

野生動植物貿易審査室は、提出された輸入許可申請書を受理し、次の（1）から（6）に従い、輸入許可の事務を処理するものとする。

(1) 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄

輸入許可書の番号は、次の①から⑤に掲げる記号及び番号を、次の①

から⑤に掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

- ① 西暦年号の末尾 2 桁の数字
- ② 発行国を示す記号「JP」
- ③ 暦年ごとに 000001 から始める 6 桁の番号
- ④ 区切りを示す記号「/」
- ⑤ 発行者を示す記号「TI」

(2) 「2. 有効期限」の欄

輸入許可書は、この書類を発行した日から 1 年を超えない日を有効期限とする。

(3) 「5. 特別条件」の欄

輸入する貨物に対し、条約に基づき特別な条件が課される場合には、当該条件を記載する。

(4) 「5 b. Security stamp No.」の欄

1 3 の欄に貼付するセキュリティスタンプの番号を記載する。

(5) 「1 3. This permit/certificate is issued by:」の欄

野生動植物貿易審査室は、輸入を許可することが適当である場合に限り、許可年月日並びに輸入許可書を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約日本国管理当局の印を押印する。

(6) 野生動植物貿易審査室は、上記 (1) から (5) の処理を行った輸入許可書の原本を申請者に交付しなければならない。

7 その他の事項

- (1) 輸入許可を受けて輸入した貨物は、学術研究用以外に使用してはならない。
- (2) 輸入許可書の発行を受けた者は、輸入通関に際し、当該輸入許可書の原本を、輸出した国又は地域の管理当局又はこれに準ずる当局が発行した輸出許可書又は再輸出証明証の原本に添付し、税関に提出すること。
- (3) 虚偽の内容のある書類を提出した者及び上記 (1) に違反した者に対しては、次回から許可を行わないことがある。